

会津藩の明治維新

——北海道に残る「土津神社」関係文書から——

遠藤 由紀子

一、はじめに

北海道大学附属図書館北方資料室に『日記』と題した会津藩記録が五冊残されている。これは、明治元年（一八六八）から明治十一年（一八七九）までの古記録であり、筆録者は旧会津藩士であった三宅安蔵ではないかといわれている。本稿では、旧幕府軍として明治維新时期において「敗北」からの始まりを迎えたという特異な例である旧会津藩士（以下会津藩士と記す）を対象とする。

会津藩士の記録が北海道の地に残されているのは疑問に思われる。しかし、次のような経緯の結果、それが北海道の地に残ったのであった。すなわち、会津藩は、戊辰戦争で敗北、滅藩し、明治三年（一八七二）に「斗南藩」^①として現在の陸奥三郡（青森県三戸上北、下北の三郡と岩手県

の一部）と北海道四郡（後志国瀬棚郡、同太櫓郡、同歌棄郡、胆振国山越郡）に再興が許され、これらの地へ多くの会津藩士が移住したためである。しかし、明治四年（一八七二）の廃藩置県により再び藩は消滅する。その後、故郷会津の地に戻るもの、または「新天地」を求め、北海道へ屯田兵として赴くものなど全国各地へ散っていき、会津藩士は離散してしまった。

『日記』のうち、五冊目となる「明治七年」の記事は、会津落城後に北海道余市郡山田村、黒川村へ移住した会津藩士のうち、山田村五番組の記録であり、第四大区戸長役場や開拓使小樽分署からの通達などを書き留めている。今回この史料に出会い、この書を参照すると戊辰戦争で焼失した「土津神社」^{はにっ}を明治期になると北海道へ離散した会津藩士に会津の地に戻ったものから再建の協力を求める記

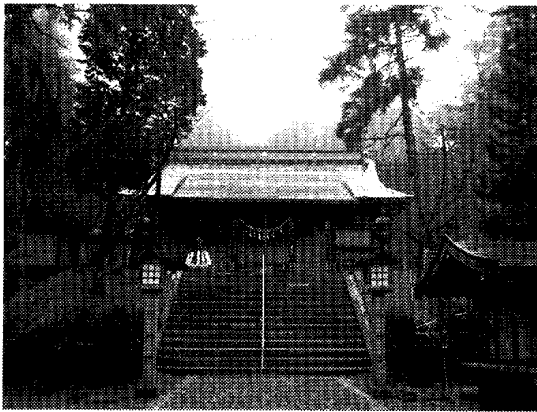
録が残されていたことが分かった。土津神社は、会津藩藩祖を祀る神社であり、藩士が藩への忠誠を誓っていた神社であった。

従来、明治期の士族の藩への忠誠心の変遷を神社と関連づけて論じている研究は少なかった。「忠誠」というものは形あるものではなく、時代が経過した現在では、その当事者からそれを聞くことはできない。この古記録から、土津神社の歴史を見直し、明治期において、会津藩の藩への忠誠は近代国家形成期に具体的にどのような形で受け継がれたか、その処遇を探る。次いで、土津神社の幕末期の動向、さらに明治初期の動向を追い、加えて会津藩士と土津神社の関係を明確にする。

二、戊辰戦争終結までの土津神社の情勢

土津神社は、近世初期から福島県耶麻郡猪苗代町の見祇山に鎮座している（写真1）。現存している社殿は、明治一三年（一八八一）に再建したものである。再建前の社殿は、奥日光・東北の日光と呼ばれるほど壮麗壮麗であったというが、戊辰戦争の際に焼失した。

会津藩初代藩主は保科正之である。正之は江戸幕府第二



拝殿

写真1 土津神社

社殿は明治13年の再建当時の建築である。



表参道

代將軍徳川秀忠の第四子、つまり第三代將軍家光の弟であり、会津藩の「家訓十五ヶ条」を制定し、藩へ偉大な功績を残した人物であった。正之は、晩年にいたるまで神道を尊信し、吉川惟足を師として専ら卜部神道（吉田神道）の伝を学んでいた。そして、寛文十一年（一六六一）、惟足から靈号を「土津^{はにつ}」と奉られた。土津の意味は「土」（つち、はに）は、事の始めでありおわりであって、天地の根本、宇宙の根本原理である真理を体得したということであり、「津」は会津の津で会津の藩主ということである⁽²⁾。言い換えれば、「宇宙の万里を究められた会津藩主の意⁽³⁾」となる。近世においての会津藩士は、保科正之を藩祖として、土津神社の祭神「土津靈神」を精神的支柱として崇めていた。

会津藩は幕末の擾乱のなかで、幕府側にとって重要な立場であったが、明治維新という波にのまれ、敗北した。戊辰戦争中の土津神社に関しては、慶應四年（一八六八）八月二二日の記録が『会津戊辰戦史』に残されている。この日は、鶴ヶ城が落城する前であるが、すでに会津藩の状況は窮地に陥っていたことが、次のように書かれている。

「八月二十二日、西軍（薩長軍）大挙して猪苗代城を襲

う。城代高橋権太輔^マは、美禰山土津神社の社司である桜井豊記をして、神体を奉じて若松城に赴かしめ、火を社殿と城塞^{はな}とに縦ちて退く⁽⁴⁾。」

この時の状況について（西軍が通過した村々や土津神社が火焰に包まれ）「人々は異常な雰囲気の中で、思い思いに避難場所を求めて街を逃れるのに懸命であった⁽⁵⁾。」と著されている。また、土津神社氏子会会長浅川進氏⁽⁶⁾（八〇歳）は祖母から、土津神社が燃えている際のことを（神社の境内が焼かれて）「火は大変燃え盛り、見祢山は一面火の海で、住民は逃げ惑っておりとても怖かった記憶がある。」と伝えられているという。人々の会津落城に至るまでの不安と恐怖が生々と伝わってくる。

薩摩藩番兵一番隊の小隊長伊藤祐徳の手記には、「八月二十二日、官軍の各隊は母成を発し、木地小屋で暫時休兵し、母成より三里余の猪苗代町に十時に帰陣した。二番小隊、四番小隊、六番小隊は昨日二十一日には木地小屋に侵入しており、賊兵は猪苗代の亀ヶ城と会津の藩祖保科正之を祭る土津神社を焼いて退去した。よって各隊は、猪苗代より二里の十六橋を越し、戸ノ口まで進軍した⁽⁷⁾。」と書かれている。伊藤の手記から、八月二一日には、薩長軍は木

地小屋まで侵攻していたと分かる。木地小屋から土津神社の距離はほんのわずかである。この日には、すでにここまですべて優勢な立場で侵攻していたのである。そして、近隣まで薩長軍が侵攻しているにも拘わらず、土津神社の鎮座地まで行き、危険を侵しながらも藩祖という尊厳と自尊の証を守った行動をした会津藩士の姿がみえる。

猪苗代城代高橋権太夫は、夜明けを待って、亀ヶ城、土津神社に火を放った。薩長軍は、二二日の昼頃には亀ヶ城に侵攻し、午後四時頃には十六橋に達しており、その進撃はあまりにも早かった。ほんの僅かな時間の差で、会津藩士は藩祖を護る役目を果たしたのである。

「薩長軍に侵攻されるくらいなら」、自らの手で神社を焼き、御神体だけでも護り抜こうとする会津藩士の行動は、藩士たちにとって、土津神社への忠誠そのものが会津藩への忠誠であり、また会津藩士としての矜持ではないだろうか。

その後、土津神社の御神体は鶴ヶ城に移され、城の落城後には、近隣の磐椅神社に仮遷宮されたという。磐椅神社には、この際の記録は現在伝わっていない。

三、斗南藩への遷宮

会津は落城した。そして、土津神社は明治一三年（一八八一）にその地に再び社殿ができるまで、会津藩士と共に故郷を離れ、斗南の地へ遷宮される。

斗南の地は、「土地は荒蕪にして多くは開墾せず、封禄三萬石と称すと雖も而かも実収は七千石に過ぎず、故に旧会津藩士を全部に移住せしむる能はず」と書かれており、会津藩士がすべて移住することは不可能であった。

斗南の地へ行った柴五郎は、「藩士そのゆくところを、それぞれ自由とす。けつきよく会津に帰るもの二百十戸、農商に帰するもの五百戸、江戸その他に分散するもの三百戸、北海道に赴けるもの二百戸、陸奥の新領地に移封するもの二千八百戸となれり」と記している。藩士の行く末は、自身の判断に任された。しかし、その半数以上が斗南藩への移住を決意したといえる。

斗南藩への移住は、明治三年（一八七〇）四月から十月にかけて行われた。藩士の生活は、衣食住のあてもなく、ましてや鋤をもったことのない武士にとって、北の自然はあまりにも厳しく、餓死凍死を免れるのに精一杯であった。

そこで、同年一二月に「意気消沈する家臣たちの士気を鼓舞するためのもと、斗南藩士の精神的支柱となれと、藩祖保科正之を祭神とした土津神社の斗南遷宮^⑪」をすることとなった。

土津神社祭神は、一二月十一日に猪苗代から斗南へ向かった。社司桜井豊記をはじめ長尾安之進、鶴巢猪吉、秋山平治、長谷川兵治、樋口源介、青木平之介の七名が御神霊に供奉した。この際の記録として、鶴巢猪吉が『斗南道中記』を残している。塩谷七重郎氏は、『斗南と土津神社』のなかで、道中記の全文を解釈している。これには、行程、宿泊地、道中費用などが細かく書かれている。

遷宮する命を受けた一行は、仮安置されている磐椅神社を出発し、猪苗代から本宮までは会津街道、本宮から五戸までは奥州街道を通り、一日も休まず歩き続け、行程十七日間かけて、ついに一二月二七日に斗南藩庁があった五戸に到着した^⑫。そして、一行は、到着後から七日間斗南に滞在し、一月五日に帰路につき、一月二八日に会津若松に戻っている。九代藩主松平容保の子である松平容大は斗南藩主の命を受けていた。容大は明治三年（一八七〇）九月、すでに五戸に到着しており、五戸野月の旧盛岡藩士三浦伝七^⑬

宅を仮寓としていた。そして、「翌日に土蔵の二階に御社を造って遷宮した^⑭。」という。この土蔵とは、「会津藩始祖保科正之以来の歴代の神像も当地に移され、三浦家の御倉に安置された^⑮。」という記述があることから、三浦家の蔵のことであろう。三浦家は、容大の住まいとともに、土津神社の仮遷宮場所であったのである。

そして、明治四年（一八七一）二月一五日に、容大が斗南藩庁となる田名部へ向けて出発することとなり、十八日には吉祥山円通寺に赴いた。この際、藩庁の仮館となる円通寺に、御神体の神像も共に移した^⑯。円通寺は、現存しており境内の一角には、残留した会津藩士により明治三三年（一九〇〇）に「招魂之碑」が建立された。残留者にとつて、かつて斗南藩庁が置かれていた円通寺には感慨深いものがあるのであろう。

斗南藩における土津神社については、これ以上の記録が残っていない。それは、明治四年（一八七一）七月一四日には廃藩置県が行われ、斗南藩が消滅したためである。廃藩置県により、斗南藩は斗南県となり、同年九月には、弘前、黒石、七戸、八戸、斗南の各県が一緒となって弘前県となった。そして、容大も東京に去った。この時期につ

いて、「さらに新政府は合県を進めることによって、旧藩体制を完全に崩壊させようと目論んだ。もはや過去の夢を追い求める時代は去ったのである。」⁽¹⁷⁾と著されている。すなわち、「会津藩」としての再興の望みはもはや叶うことなく、明治という国家の一員として組み込まれていく運命を辿ることは避けられなくなったのである。

斗南藩士のためであると、往復二十八日もの行程と窮乏な藩財政から費用を捻出し⁽¹⁸⁾土津神社の遷宮を行ったが、その翌年には、斗南藩は消滅してしまった。つまり、この時期の土津神社は、廃藩置県という改革により、まさに護る民がない状況に陥ったのである。

廃藩置県の年から、明治六年（一八七三）にかけて、生きる道を求めて失意のまま、斗南藩士、すなわち会津藩士たちは各地に散っていった。そのうち、故郷会津の地へ戻ったものについて、明治七年（一八七四）には、「二元斗南藩人青森県より若松県へ移住、其他戸数人口取調申込書」には、会津への帰還者は全斗南移住者一万七千余人のうち一万二百七十八人である。」という記録が残されている。加えて、明治一四年（一八八二）における青森県在住の斗南藩士は、六五九戸しかいなくなったといわれている。⁽¹⁹⁾

四、明治七年における土津神社再建要請

斗南藩が解藩し、会津藩士も多くは斗南の地を去った。

大半の藩士たちは、故郷である会津に戻ってきた。土津神社は、斗南藩解体後にどのような経緯を辿ったのか。斗南へ遷宮した御神体は、「斗南藩も解藩、大半の藩士が会津に戻ってきたので、明治七年九月十六日に猪苗代に帰還され、磐椅神社へ仮遷宮した。」⁽²⁰⁾ということが分かっている。

『日記』「明治七年」にある「旧會津見称山御再建書」には、北海道余市郡余市へ入植した会津藩士へ土津神社の再建のための寄附金を願ひ出る書状が残されている。左記に示すのは、その中の、明治七年（一八七四）九月五日付で、会津に居住している町野主水、⁽²¹⁾諏訪伊助から、余市移住の会津藩士四名に充てて、土津神社再建のための出金を募っている文書である（写真2）。

（以下に挙げる史料すべてにおいて、句読点は筆者が付記したものである。）

一書致啓達候。時下各位益清福奉敬賀候陳者見祢山

御社再建ノ象ニ付、御指令ノ次第、委曲御承知候処御

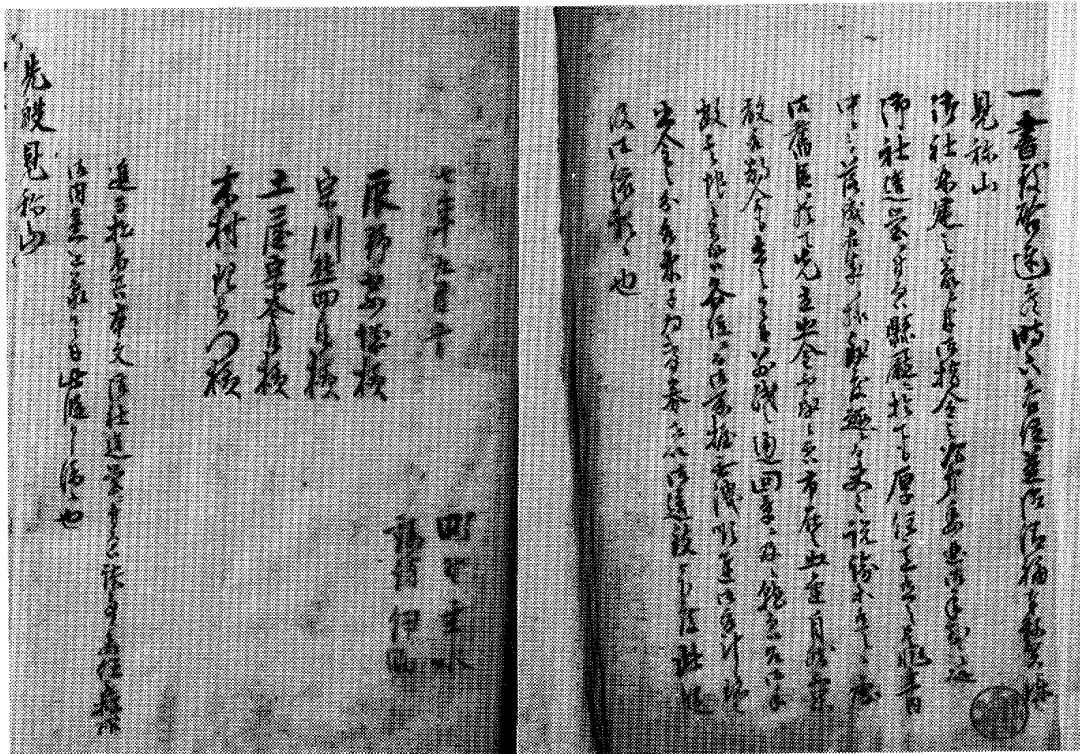


写真2 『日記』明治7年「旧會津見称山御再建書」9月5日の文書
宗川熊四郎の名前が確認できる。

社造営ニ付テハ、縣庁ニ於テモ厚注意有之。是非年内
中ニテ、落成相成候様致度趣ニテ、夫々説諭等有之候
処、御舊臣ニ於て、先立出金不致候テハ、市在ノ出金、
自然不果敢取都合も有之候ニ付、別紙之通回章ニ及候、
就テハ乍御手数其地ノ象ハ各位ニテ御取握無洩順達御
取斗、銘々出金ノ分取束、子為替券を以御送致被下度
此段及御依頼候也。(傍線筆者)

七年九月五日

町野主水
諏訪伊助

辰野□□様

宗川熊四郎様

土屋宗太郎様

木村理右衛門様

追テ拙者共本文御社造営ニ付テハ諸事委任取揃候様、御
内意ヲ蒙候ニ付此段申添候也。

北海道余市郡余市には、明治二年（一八六九）、東京謹
慎中の会津藩士二百戸余が開拓へ赴いている。宛名のなか
の宗川熊四郎は、移住団二百戸の総隊長を勤めており、ま
た余市入植後には総取締に推された人物である。⁽²²⁾ 余市に残

されている文書には、宗川熊四郎の名が多く残されており、⁽²³⁾余市開拓での中心的人物であったことが推察できる。宗川は、明治十一年（一八七九）頃に、故郷である会津若松へ引き揚げたことが分かっており、⁽²⁴⁾この文書が出された明治七年（一八七四）当時は、余市に居住していたことは明らかである。

傍線部を要約すると、（社の再建について）「お手数をかけるが、皆に洩れなく送達し、銘々出金してもらい、小為替を送ってほしい。」ということである。ここから、会津の地を離れ移住した会津藩士に、藩祖を祀る土津神社の再建の寄附金を求めていた事実が分かる。

では、旧会津藩内における土津神社再建動向については、如何なる状況であったのか。上記の文書中に「別紙ノ通回章ニ及候」と書かれてある。これは、旧会津藩内で布達した書状を同封したものである。それには、寄附金募集規定と社殿造営費が書かれていた。その文書のうち、まず「願書」（写）の一部を左に記す。

旧会津藩祖松平正之ノ祠宇再建立仕度
願書

（前略）

其終ニ臨ミ遺言シテ、第四大区第四小区耶麻郡土町見称山ニ神葬セシム。是ニ因テ、一社ヲ建立シ、神祇管領長上下部兼連ニ請テ安鎮セリ。厥璽ニ土津靈神安鎮座矣トアリ。後正徳四年甲午中御門天皇ノ御宇、吉田宗源宣旨ヲ以テ大明神ノ号ヲ勅許ス。元治元年甲子孝明天皇ノ御宇在世ノ勲功ヲ賞シ、従三位ヲ追贈セリ。然ルニ明治戊辰元年、其社兵燹ニ罹リ悉ク烏有トナル。尋テ明年己巳墳墓地ヲ除クノ外盡ク上地トナル。同三年庚午旧藩主松平容大斗南ニ封セラレ、随テ一藩士族卒移住シ、遂ニ廢社トナルモ庶民其恩沢ヲ追慕シ、毎年例日ニ当レハ必之ヲ祭祀セリ。而シテ先般右土地御拂下ケ、現今転売容大ノ私有地ト相成候ニ付テハ、繪圖面ノ通り、其旧社地エ一祠ヲ再建立仕度候間、特別ノ御詮議ヲ以テ、御聞届被成下度此段私共一同奉悃願候也。（傍線筆者）

明治七年五月九日

平民総代 坂内慎一郎

貫属総代 諏訪伊助

地主東京府貫属 華族松平容大印

若松縣貫屬士族 原田種龍

第四大区廿四小土町戸長 五十嵐宗次

若松縣權令澤簡德殿

區長總代 倉田作十郎

朱書

願ノ趣聞届候条、社格ノ儀ハ縣社と相定候事

明治七年六月四日

この「願書」(写)は、若松縣權令澤簡德へむけて、明治七年(一八七四)五月九日に出されている。前半は保科正之の治世と土津神社の歴史が書かれている。傍線部分を要約すると、「土津神社の旧社地が払い下げになり、松平容保の私有地となったので、龕繪図面の通り、土津神社の再建をしたい旨を申し出て、その許可を願ひ出た」ことが分かる。

この願書の代表ともいえる、區長總代の倉田作十郎についてであるが、会津落城後である明治元年(一八六八)九月に民政局が敷かれていた頃、その軍政下での民政方針で「藩士であると否とにかかわらず、反政府的に抵抗するのは切り捨ててもよい。」⁽²⁵⁾という軍監からの指令の承諾と

しての署名の欄に「大町検断倉田作十郎」という記述がある。

この記録によって、倉田は会津落城後、検断としての役目をしたのち、この文書の通り、區長總代になったことが分かり、明治七年(一八七四)当時には、旧会津領内に居住していたことが分かる。つまり、旧会津領内に居るのが土津神社の再建の許可を若松縣權令に願ひ出ているという証拠である。加えて、そのような「許可」が欲しいという時代背景も窺える。というのは、この時期は、再建と雖も新しい神社創立については、明治三年(一八七三)一月に發布された「大教宣布の詔」により、厳しく規制されていた。すなわち、諸国の神社に対しては明治四年(一八七一)五月に至り、社格を七段階⁽²⁶⁾に体系化し、全国の神社を中央集権的に組織したのである。同時に神職に対しては政府機関によりその生活と地位が保障され、神仏判然令で旧来の保護と特権を奪われた仏教にかわって、神社は神道国教化の機関としての特権的地位を占めるにいたることとなった⁽²⁷⁾、という状況であった。神社再建の願書は、明治七年(一八七四)であるので、この時期は、社格を得ないで神社の創建は認められてはいなかった。そのため、社格

について、上記した「願書」(写)には同年六月四日には「若松県権令が、社格を「県社」としての土津神社の創立を認めた」という朱書がある。この文書から、会津藩士は、「神社」というものの再建について、明治新政府の方針に則っていたことが分かる。

五、寄附金募集と社殿造営費について

再建について、『日記』「明治七年」にある書には寄附金募集規定と社殿造営費の内訳が書かれている。現在において、会津の地には、明治五年(一八七二)から長尾源治、林与平、森田七郎平、六角尚謙、五十嵐幸吾、中島丈八ら六人の手により、社地復古資金の寄附金が募集されたという『見瀬山寄附帳』三巻が残されている。(寄附帳は、林与平の後裔にあたる林清蔵氏宅に保管されていた。)

募金活動を行った範囲は、旧会津藩領全域(天領であった現在の南会津郡と大沼郡を除き、若松、猪苗代、大沼、河沼、耶麻郡と、西安積の猪苗代湖岸の四ヶ村、それと幕政時代会津領であった新潟県東蒲原郡)であった。募金活動は、もちろん電信はなく、もっぱら足により行われ、個人や村単位で集められた。塩谷七重郎氏は主著⁽²⁹⁾において寄

附帳の記載を「個人寄附金調」と「村別寄附金調」と分類している。これによると、明治五年(一八七二)から明治八年(一八七八)までに、二一三八円九十銭の寄附金が集められていたことが判明している。

また、寄附金募集の対象が旧会津藩領に居住していた民衆のみの記述しかないことから、(士族は斗南の地へ行っており貧困であったため)「寄附の対象から士族たちは除外され、藩政時代の領民、即ち一般大衆にむけ、趣意書を書いて協力を求め檄をとばした。」⁽³⁰⁾と著している。確かに『見瀬山寄附帳』をみると、一般民衆の名前しか見当たらない。

寄附金の使途の顛末については、「長尾文書」⁽³¹⁾に、明治六年(一八七六)に社地・立木及び唐銅の燈籠を買い戻した⁽³²⁾という記載まではある。だが、その後の寄附金の使途と残金の使い道についての記録がないという。寄附金の内訳として、買い戻した金額と残高については「合計一一六二円三十七銭、差引残高九百七十六円五十三銭」⁽³³⁾と記載が残っている。使途を暗示する史料としては、「長尾和俊墓碑銘」の碑文が挙げられている。⁽³⁴⁾それには、次のように刻印されていたという。

乱平見称山藩祖廟壞及山林没入於官 翁乃与中原 林

森田諸氏謀募金納官悉復之又買廟前銅燈台散逸者二基及公別墅藥園為人有意者献之（傍点筆者）

「又」という箇所からは、唐銅の燈籠と藩侯の別荘であった御薬園を買い戻したということが分かる。すなわち、寄附金の中から御薬園の買戻しのための費用も捻出されたということである。さらに、この碑文には、「尋又与森田氏謀造廟殿」と続く。これは、社地と御薬園を買い戻したあとに、長尾が森田と相談して社殿を造営した、ということである。

これまで、塩谷氏によってなされた考察では、御薬園買入れの価格についての記載がないことから、寄附金の残高九百六十七円余からどのように使われたのかということ、当時の山林代価が七百四十四円ほどであったので、荒廃していた御薬園を購入しても寄附金には、相当の残金があるかと推測している。そして、「社殿造営は明治七年から始まっていた。社地は明治六年に買い戻してあり、材料は、買い戻した山林の大木を適材適所に使えるので、社殿造営は案外かからなかったのではないか。」⁽³⁵⁾と結論づけている。加えて、昭和六十二年（一九八七）に、御神楽殿の改築の際、

その棟札に「大正五年」の記載があったことから「従って明治七年から十三年までの社殿は、本殿、拜殿等で附属建物は、必要最小限にしぼられたので、寄附金でその費用は出たものと思考される。社殿造営のための再寄附金募集は、社地復古のため的大かがりの募金した後では不可能と断ぜざるを得ない。」⁽³⁶⁾との見解が土津神社の歴史として伝えられている。

しかし、『日記』『明治七年』の九月二日に町野主水、諏訪伊助が余市に送った書から、御社造営の見積もり金が明確になった。その時の書状によると、見積金は三千五百円である。これから『見瀬山寄附帳』からの寄附金の社地払い戻しの残金九百六十七余円では賄っていないことが指摘できる。その書状を以下に記す。宛名は、「旧□（臣）各位」⁽³⁷⁾である。

先般見称山

御社再建ノ象ニ付別紙写ノ趣嘆願書差出候処、願ノ通御聞届、社格ノ象ハ縣社ト被相定候段、御指令ニ相成恐悦ノ至ニ御座候。仍テハ願立ノ通、士民共ニ協力、御社造営可致象ニ付、其諸費取調ノ処、別紙

日論見書ノ通、凡積金高三千五百圓ニ相成申候。右ニ付テハ縣庁ニ於ても厚注意有之。速ニ落成相成候様致度トノ旨ニテ、市在ノ者出金ノ象、岡部参事ヨリ区戸長へ説諭有之候間、不日出金可相成、就テハ御旧臣ノ分、目下難渋ノ際ニハ候ヘトモ、市在ノ者ニ先立、出金致候象、今日ノ情象ト存候間鰥寡孤独等ニテ極□ノ族ヲ除キ候外、貧富差等ヲ以、御出金相成候象ニハ可有之候ヘトモ、一戸ニ付、金壹米ヨリ不少、見込ヲ以御出金、且現今官員其他都テ御奉職多少月給頂戴相成候族ハ其金高十分一ヨリ、不少見込ヲ以、御出金相成候テハ如何可有之哉、左候ヘハ、市在ノ者ニ於ても御旧臣ノ象、氣を感シ、自然競起出金し、速ニ其功ヲ豫候。朝廷有功ヲ追賞セラルルノ盛挙ニ對夔スルヲ得一ノ各位篤ク此意ヲ御領掌速ニ御出金相成度、依之出金簿御仕立被下、銘々金高を記載調印ノ上、至急御順達被下度、此段御許豫旁申達候也。(傍線筆者)

七年九月二日

町野主水
諏訪伊助

旧□(臣) 各位御中

一合金三千五百圓

内訳

金 六百五圓

大工方

但工数貳千七百五拾人

金 八拾五圓九拾三錢七厘五毛

手伝人足

金 壹五拾五圓九拾三錢五厘六毛

釘鍊物ノ

金 貳百拾圓八拾四錢三厘九毛

屋上方

金 貳圓五拾錢

箱棟塗方

金 七百四圓八拾四錢六厘九毛

石工方

金 五百七拾壹圓四拾六錢八厘八毛

柚木挽方

金 百貳拾貳圓七拾壹錢四厘

小家掛地割建

前足代共

金 六拾七圓七拾六錢五厘八毛

鳥居ノ

金 百九拾圓六錢壹厘壹毛

御拝殿ノ

金 壹四拾七圓九錢八厘七毛

御玉垣

金 六百三拾五圓七拾六錢七厘七毛

是ハ御社造営掛ノ者、日当並出張旅籠料ヲ始、寸志人夫賄手当及諸調筆墨紙料其他悉皆雜費凡積

傍線部分を要約すると、「市中のものの出金については、岡部参事より区戸長へ説諭があったので、まもなく出金になされるであろう。ついては、旧藩士には今容易ではないが、市中のものに先立ち出金してもらいたい。今日の状況は、世に身寄りのない人が多くあり、一部の人を除いて貧富の差がある。出金の際には、一戸に付き金一枚を下限として出金し、現在官員のものからは、月給から差し引くこととし、士族は其の金高十分の一を下限として出金してもらうてはどうだろうか。そうすれば、市中のものも旧藩士の行動をみて、意気を感じ、自然と出金してくれるであろう。」と旧臣たちへ速やかな出金を促している。

これは、規定ある寄附金募集がなされた事実であろう。そして、藩士の生活状況を考慮してはいるが、藩士は民衆（市中）の手本となる行動をして欲しいという文面が読み取れ、藩士が主導となって再建動向が行われたことがわかる。そして、明治五年から明治八年の記録である社地復古のための『見瀬山寄附帳』と合わせると、土津神社は、民衆の意向も反映されて再建に至ったのである。

さて、明治維新时期に藩士と民衆が共に藩祖を祀る神社の再建動向に携わったということは、会津藩再興をめざす新

たなエネルギーとなったのであろうか。最も、藩士は全国に離散していたので、団結して行動を起こす頭数もいなかったことも考えられるが、会津の地では他藩にみられるような士族の反乱もない。

会津藩の中枢を担っていた藩士は、主に屯田兵として北海道へ赴いている。北海道での会津藩士は、初期の屯田兵村である琴似兵村、山鼻兵村に入植した。琴似兵村では、明治後期に土津神社を分霊したいという行動を示す記録がある。⁽³⁸⁾これは、戊辰戦争で藩が解体されたといっても、「藩」に対する想いが強かったということがいえる。それは、他藩とは違い「解藩された」という反動も深く関わっていると思う。しかし、その反動は明治政府に対する反発のようなものでなかったといえる。それは、「琴似屯田の五二戸は会津藩士の人々である。而して琴似屯田より一名の将校を出した内九名は会津藩士の人である。亦明治九年山鼻兵村に移住した第二の屯田兵村には、会津出身は五四名、その内七名の将校を出して居り、明治一四年第三の屯田兵として江別兵村に移住した屯田兵には、二九戸の⁽³⁹⁾会津出身者が居り、その内陸軍歩兵少佐名越源五郎外三名の将校を出して居る。それで、琴似、山鼻、江別の三兵村よ

り、会津藩出身の将校は二〇名に達し、一段と異彩を放っている。⁽⁴⁰⁾という事実から、屯田兵として活躍したもののなかには、会津藩士であったものが多いのが分かる。屯田兵の幹部は薩摩藩、長州藩の出身者が中心であったと一般的にみられている。だが、そこに会津藩の出身者も加わり、屯田兵の中核を担っていた。ここから、明治維新期の会津藩士は、会津藩再興をめざすのではなく、自らの生計を立てるとともに、会津藩士であったという誇りを近代国家形成のための開拓というエネルギーへと転換している状況がみえる。

また、「武士」の神社が民衆にも信仰される対象となりえたのかという疑問もある。具体的に、ハレの日の行事である御神楽をみると、寛政七年（一七九五）より奉納されていたが、戊辰戦争後も引き継がれ、戦前までは継続されていた。しかし、祭礼日や年中行事については、戊辰戦争の跡を示す行事は確認できない。これらから、戊辰戦争の傷跡云々より、まさに「土津」という名のとおり「会津のカミ」である由緒を尊重している側面が窺える。だからこそ、土津神社の再建後に、抵抗なく藩士と民衆が崇拜する神社となりえた。つまり、土津神社は、明治維新を境に、

藩士とともに積極的に民衆にも信仰の対象となりえた。これは、土津神社が藩士、民衆がもつ会津への想いとともに、由緒という歴史を証明し、自らの帰属意識を律するものの一とつという役割を担っていたと考えられるのではないだろうか。

土津神社はかつての鎮座地に、明治七年（一八七四）より再建に着手、明治十三年（一八八一）に完成し、宮司がかつての藩主であった松平容保として、同年七月二十八日に仮遷宮先の磐椅神社から、再び土津神社に遷宮され、現在に至っている。

六、おわりに

会津藩士にとって、その母体となる会津藩は、政治上、社会上、経済上の変革をもたらした明治維新期において、騒乱の中核のなかに立たされ、近代国家をめざすという新時代への陣痛の難産である部分を一手に背負ったといえる。例えば、遠山茂樹著の『明治維新』等を開くと、そこには明治の新政府による栄光が目立つ。維新での敗者である会津藩は、歴史の大舞台において汚名を着せられた。そして、敗北した後について注目されることが少ない。しかし、

明治という近代国家形成期を迎えたことは同じであったといえる。藩士にとって、「会津藩への忠誠」は、幕末の動乱のなかで明治新政府への反動、そして江戸幕府つまり徳川家への大義名分を果たす大きな役割をなし、敗者となる誘引となった。

会津藩の守護神である土津神社を中心に論じてきたが、土津神社は、戊辰戦争で薩長軍の手に渡る前に、会津藩士の手により自焼し、御神体が持ち出された。そして滅藩後には、斗南藩へ移住した藩士たちの精神的支柱となれど多大な費用をかけて遷宮し、廃藩置県後には、会津藩士と民衆が、社殿造営のため寄附金を募り、会津の地に再建されたという経緯を辿った。

会津藩は、藩の思想や方針が原因になり敗北し、離散した。その藩へ誓った忠誠が引き金となり、藩士たち自らが困難な明治期を辿ることとなった。しかし、土津神社と会津藩士、そして民衆との関係から、決して藩への忠誠が憾みや後悔の念になることがなく、会津藩の守護神を後世に伝えていこうとする会津の人々の姿がみえたと考えたい。

つまり、会津の地にとって、藩は古えから続く尊厳の源であり、その表れが土津神社であり、神社の存在有無が精

神的支柱となっていたのではないかと推察したい。ゆえに、本稿において、明治期に藩祖を祀る「土津神社」を護り伝えていこうとする趨勢は、その後の近代国家形成期においても「捨てることの出来ない誇り」という藩士たちの藩への帰属意識の表われであり、加えて民衆にとっても会津の地に生きているという帰属意識となったという一面がみとれたといえる。

明治期の会津藩士は、近代国家を形成するための士族授産政策の大きな役目を果たしている。その役目を果たす精神的支柱である「会津士魂」というものは、土津神社を再建したという行動から分かるように、脈々と受け継がれ、「その後」の開拓の精神となり、明治維新に着せられた敗者の汚名をそそぐために奮起し、新時代に順応していく支えとしての役目を担ったという切り口が明確になったのではなからうか。

今後の研究課題としては、士族授産に携った明治初期以降の会津藩士の姿を探っていく、士族と神社の関係からみてとれる「藩」への忠誠心の変遷を書き留めたいと考えている。

註

- (1) 藩名は、中国の詩文「北斗以南皆帝州」からとり、「例え本州の最北の地に流されても、同じく民であり、朝敵でもなければ賊軍でもない。ひとしく北斗七星を仰ぐ帝州の民である。」(猪苗代町編『猪苗代町史 歴史編』、猪苗代町史出版委員会、一九八二年、二九七頁)という願いから名付けられたという。しかし、反面「いつかは南へ帰るといふ薩長藩閥政治に対する反骨心も含まれていた。」(葛西富夫『斗南藩史』、斗南会津会、一九七一年、一一二頁)との見解もされている。また「南斗六星」からとったのであって、「さそり座を薩長、射手座を会津に置き換え、会津藩を奈落の底に墜した新政府を子々孫々に至るまで未来永劫忘れることなく、きつと見返してやろうという悲憤をこめた。」(塩谷七重郎編『土津神社と斗南』、土津神社、一九八三年、七七頁)という見方もある。
- (2) 小桧山六郎『保科正之の生涯と土津神社』(歴史春秋社、二〇〇一年)二〇頁
- (3) 「土津神社由来書」土津神社社務所発行
- (4) 山川健次郎監修『会津戊辰戦史』一九三三年、同復刻(マツノ書店、二〇〇三年)六〇〇頁
- (5) 塩谷七重郎編『土津神社と斗南』(土津神社、一九八三年)六七頁
- (6) 浅川家は戊辰戦争以前から見祢山麓の猪苗代町に居住し、代々

神社を守っている家柄である。

- (7) 星亮一『会津落城―戊辰戦争最大の悲劇―』(中公新書、二〇〇三年)一〇三頁
- (8) 前掲(5)六七頁
- (9) 前掲(4)六七三頁
- (10) 石光真人編『ある明治人の記録―会津人柴五郎の遺書』(中公新書、一九七一年)五八頁
- (11) 猪苗代町編『猪苗代町史 歴史編』(猪苗代町史出版委員会、一九八二年)三二七頁
- (12) 前掲(11)三二七―三二八頁
- (13) 三浦家は、旧藩時代には盛岡藩の世禄二二三石を食んだ家柄である。容大は、三浦家に明治三年(一八七〇)九月から六ヶ月間居住した。この部屋には、明治九年(一八七六)、明治天皇が東北巡幸の際に一泊し、明治一四(一八八一)年には御昼行在所にあてられた『斗南藩史』一五二―一五三頁。
- (14) 前掲(11)三二九頁
- (15) 葛西富夫『斗南藩史』(斗南会津会、一九七一年)一五二頁
- (16) 前掲(15)一五二―一五四頁
- (17) 前掲(15)二九二頁
- (18) 『斗南道中記』には路銀についても記しており、総費用は百十両を越す金額となる。ちなみに、一俵当たり約一両二朱である。

- (19) 前掲(15) 三二一頁
- (20) 塩谷七重郎『保科正之公と土津神社―其の影響と治績―』(土津神社神域整備法賛会、一九八八年) 二二二頁
- (21) 斗南への移封を猛反対し、永岡久茂とあわや斬り合いになった。斗南の地へ行ったという記録はないが、廃藩置県後、会津領内の大沼郡長を務めたとして知られている。(星亮一『敗者の維新史―会津藩士荒川勝茂の日記―』中公新書、一九九〇年、二一五頁) つまり、明治七年(一八七五)には会津の地に残っていたことが分かる。
- (22) 余市郷土研究会編『余市移住 旧会津藩士の足跡』(余市文化団体連絡協議会、一九九四年) 九二頁
- (23) 前掲(22) 三七、四七頁等
- (24) 前掲(22) 九二頁
- (25) 会津若松市編『会津若松市』第五卷 激動する会津(会津若松市、二二二頁)
- (26) 伊勢神宮を本宗として、官幣社(大中小)、国幣社(大中小)、府県社、郷社、村社、無格社の七段階への体系化である。
- (27) 歴史学研究会編『明治維新史研究講座』第四卷(平凡社、一九五八年) 三二三頁
- (28) 前掲(20) 二二七頁
- (29) 前掲(20)
- (30) 前掲(20) 二三八頁
- (31) 社地復故にあたった長尾源治に関するものである。資料は「長尾和俊墓碑銘」(明治二五年)、「長尾春涛翁肖像記」(明治二二年)、「奉獻納札之事」である。長尾源治は、文政七年(一八二四)生まれ、名は和俊、源藏と称し、のちに源治にあらため、春涛と号していた(前掲(20)) (二二二―二二三頁)。
- (32) 明治五年(一八七二)に官では、反別調査及び立木を改め、土地・立木とも民間へ払い下げること定めた。そして、同年八月に競争落札の結果、元地方御家人であったが戊辰戦争後農家となった猪苗代町東條廣八が旧神社境内を落札していた。
- (33) 前掲(20) 二五一頁
- (34) 前掲(20) 二五一頁
- (35) 前掲(20) 二五一―二五二頁
- (36) 前掲(20) 二五二頁
- (37) 「□」の箇所は、ちょうど文書のとじ紐部分になってしまい、字がつぶれてしまっている現状である。しかし、文脈から「臣」ではないかと推測する。
- (38) 琴似兵村跡地において会津藩士屯田兵子孫である新国辰男氏からの聞き取りによる。『琴似兵村誌』(琴似兵村五十年記念会編、琴似兵村五十年記念会、一九二四年、六一頁)と『琴似屯田百年史』(琴似屯田百年史編纂委員会編、琴似屯田百年記念事業期成会、一九七四年、一四一頁)には明治期に合祀されたという記述がある。しかし、平成二年(一九九〇)に会津出身

の人が琴似神社の官司に会津藩の祭神について確かめたところ、神社側からの回答として神社には合祀された記録がないことが露見した。歴史書には、会津藩の祭神合祀と記載があったので、合祀されたと思ひ込んでいただけであったのである。つまり、琴似兵村では、現実には、会津藩士が土津神社の分霊を要請したが、戊辰戦争での賊軍・朝敵というレッテルが色濃く残っていたので、簡単には認められなかった。そのため、明治期には分霊が叶っていなかったのである。琴似兵村への神社分霊（琴似神社に合祀された）は、実に平成の世になって成し遂げられた。

(39) 江別地域の兵村（江別兵村、篠津兵村）において、屯田兵名簿（伊藤廣『屯田兵村の百年』上巻、北海道新聞社、一九七九年、二二八～二三七頁）から出身が青森となっている屯田兵をみても、一八名しかおらず、山田はどこから二九戸と書いているのか疑問である。しかし、名越源太郎は「青森士族」として明治一四年（一八八一）七月に篠津兵村に入植しているのは事実である。

(40) 山田勝伴『開拓使最初の屯田兵―琴似兵村』（一九四四年、正文舎）一七二～一七三頁

（付記）

本稿を作成するにあたり、現地調査で土津神社氏子会会長浅川進

氏、塩谷七重郎氏、琴似屯田兵子孫会会長新国辰男氏、青森県立郷土館学芸課坂本寿夫氏、北海道開拓記念館学芸員山田伸一氏には大変お世話になりました。また昭和女子大学の渡辺伸夫先生、田畑久夫先生、筑波大学の浪川健治先生、国立歴史民俗博物館の新谷尚紀先生に御指導頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。